

## 第1回企画部会の意見等にかかる計画素案における記述等について

No.	意見等の概要	素案における記述		骨子案における記述		備考
		頁	行	目次項目		
1	<p>「公共機関との連携」と「放送事業者の自主性の尊重」というどちらかといえば対立する概念を、安否情報の提供に際して、どのように調整するのか。</p> <p>安否情報を市の一局に集中して、そこから提供し、それをマスコミ各社が流すという基本方針を決めた場合でも、マスコミ各社が独自に病院から情報を収集して提供することが起こりうる。</p>			<p>第1編 総論 第2章 基本方針 4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保 6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供 3 安否情報の提供</p>	<p>国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。</p> <p>放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</p> <p>市長は、安否情報の照会があったときは、照会に係る者の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意し、速やかに回答する。また、照会に係る者の同意を得ることが困難である場合にあっては、公益上特に必要があると認めるときは、回答する。</p>	<p>本市が報道機関に安否情報を提供（公表）する場合、報道機関において、その自主的な判断に基づいて当該安否情報が取り扱われることが基本であるため、本市の行う安否情報の公表により、報道機関が別途独自に取材して報道することに制約が加えられるものではないと考える。</p>



No.	意見等の概要	素案における記述		骨子案における記述		備考	
		頁	行	目次項目			
4	<p>警報の内容の伝達において、多言語での伝達方法を考えていると思うが、どのような言語を考えているのか。</p> <p>「外国人」という言葉でひとくりにせず、多様な配慮が必要であり、現状を詳細に調査して施策に取り組むべき。</p>	47	14行目～	<p>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に配慮するものとし、以下の伝達方法などにより、迅速に伝達する。</p> <p>①②（略）</p> <p>③日本語の理解が十分でない外国人 市は、同報無線等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語を使用するなど、迅速に正しい情報を伝達するよう努める。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 住民の避難</p> <p>第1節 警報及び緊急通報</p> <p>1 警報</p>	<p>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮して、迅速に伝達する。</p>	<p>○警報の伝達・通知（素案P46） 武力攻撃事態等において、国の対策本部長（内閣総理大臣）が警報を発令し、総務大臣（消防庁）を經由して府知事から警報の通知を受けたときは、市長は、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体（地域振興会等）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）、その他の関係機関（市立大学等）に通知する。</p> <p>【警報に定める事項（国）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○武力攻撃事態等の現状及び予測</li> <li>○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域</li> <li>○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</li> </ul> <p>○広報・啓発（素案P100～） 市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等のさまざまな媒体を活用するとともに、さまざまな機会を通じて保護措置の重要性などについて広報・啓発を行う。 その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮する。</p>

No.	意見等の概要	素案における記述			骨子案における記述		備考
		頁	行		目次項目		
5	援護を要する者として「外国人」が入っている箇所と入っていない箇所がある。これらの記述を統一されたい。	47	14行目～	<p>【Ⅰ】 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、<u>外国人</u>等に配慮するものとし、以下の伝達方法などにより、迅速に伝達する。</p>	第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報 1 警報	<p>【Ⅰ】 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、<u>外国人</u>等災害時要援護者に配慮して、迅速に伝達する。</p>	
		52	13行目～	<p>【Ⅱ】 (3)避難実施要領の伝達・通知 ①市長は、避難実施要領を定めたときは、同報無線やインターネット（ホームページへの掲載）などを活用するほか、地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得て、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、高齢者、障害者、<u>外国人</u>等に対する伝達に配慮する。</p>	第3節 避難誘導 3 避難住民の誘導	<p>【Ⅱ】 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦等を優先する。</p>	
		53	16行目～	<p>(4)援護を要する者への対応 ①避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦等自ら<u>避難することが困難な者</u>を優先する。</p>			

	<p>(No 5 の続き)</p> <p>救援の実施に関し、特に考慮すべき面、点を明示すべきである。</p>	5 6	下から 6 行目～	<p><b>【Ⅲ】</b></p> <p>②留意事項</p> <p>避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、<u>援護を要する者に対する適切な救援の実施並びに避難所の円滑な管理運営に努める。</u></p> <p>ア <u>避難者数・世帯数の把握（避難者名簿の作成など）、援護を要する者の把握</u></p> <p>イ <u>正確かつ迅速な情報提供（保護措置の実施状況・実施予定等）、日本語の理解が十分でない外国人にもわかりやすい情報提供</u></p> <p>ウ <u>手話通訳・ガイドヘルパー等の確保</u></p> <p>エ <u>巡回相談（健康管理、栄養指導等）の実施（特に、援護を要する者への重点的対応）、心の健康相談の実施、救護所の設置</u></p> <p>オ <u>要援護者用備蓄物資（粉ミルク、紙おむつ等）の活用、その他の要援護者用物資の調達</u></p> <p>カ 仮設トイレの早期設置</p> <p>キ <u>プライバシーの確保への配慮、食事・栄養に関する配慮、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮</u></p> <p>ク 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）</p>	<p>第 3 章 避難住民等の救援</p> <p>第 1 節 救援の実施</p> <p>1 救援の実施</p>	<p><b>【Ⅲ】</b></p> <p>救援の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦等に対し適切に救援が実施できるよう、十分配慮する。</p>	
--	--	-----	--------------	---	---	---	--

	(No 5 の続き)	104	10行目 ～	<p><b>【IV】</b>  (避難実施要領の)作成にあたっては、・・・高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦、<u>外国人等</u>援護を要する者の避難方法、誘導方法、<u>情報伝達方法</u>等・・・について配慮して作成する。</p>	<p>第3編 平素からの備え  第2章 避難・救援・災害対処  第1節 避難  3 避難誘導</p>	<p><b>【IV】</b>  (避難実施要領の)作成にあたっては、・・・高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦、<u>外国人等</u>援護を要する者の避難方法、誘導方法等・・・について配慮して作成する。</p>	
--	------------	-----	-----------	--	--	--	--

No.	意見等の概要	素案における記述			骨子案における記述		備考
		頁	行		目次項目		
6	市が関係団体等と連携して救援措置を実施する旨を記述する場合には、個々の団体が計画に掲げられたすべての救援項目を実施しなければならないとの誤解が生じないように、それぞれの団体の業務において救援の措置を実施するという記述にされたい。	5 6	3行目～	<p>③日本赤十字社大阪府支部との連携 市長は、日本赤十字社大阪府支部が、<u>その業務に関し</u>、市長が行う救援に協力するとともに、市長から委託を受けて救援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。</p> <p>④指定（地方）公共機関との連携 市長は、<u>救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合</u>、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、<u>運送の求め</u>を行う。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施 1 救援の実施</p>	市は、救援を実施するために必要があると認めるときは、府、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部、運送事業者である指定（地方）公共機関と密接に連携し、救援の措置を実施する。	

No.	意見等の概要	素案における記述			骨子案における記述		備考
		頁	行		目次項目		
7	個々の特殊なニーズの全部に大阪市が対応することはできない。自助、共助、公助という3つの力をかけ合わせるということはどんな局面でも必要である。	4 7	1 行目～	②市長は、地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。	第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報 1 警報	赤十字奉仕団（地域振興会）、自主防災組織等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。	
		4 7	1 7 行目～	市は、高齢者、障害者等に対して、地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得るなどして、電話や戸別訪問などにより（警報の内容を）伝達する。	第3節 避難誘導 2 避難実施要領の作成	市長は、避難実施要領を定めたときは、…、赤十字奉仕団、自主防災組織等の自発的な協力を得て、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。	
		5 2	1 4 行目～	①市長は、避難実施要領を定めたときは、…、地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得て、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。	3 避難住民の誘導	市は、避難住民の誘導にあたって、関係機関等と連携し、赤十字奉仕団、自主防災組織等の自発的な協力を得て、組織ごとに避難所等に誘導する。	
		5 2	下から 7 行目～	①区対策本部職員、消防吏員等は、避難住民の誘導にあたって、警察官等と連携し、地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得て、組織ごとに避難所等に誘導する。			
		5 3	7 行目～	③避難誘導する市職員等は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について自発的な協力を要請する。			
		5 3	1 7 行目～	避難誘導にあたっては…、地域住民等の自発的な協力を得ながら、自ら避難することが困難な者が家屋等に取り残されていないかどうか留意する。			



		56	11行目～	市長及び市職員は、・・・、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。			
		56	下から9行目～	区対策本部長は、開設した避難所に職員を派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者等の自発的な協力を得て、避難所を運営管理する。			
		58	2行目～	(食品の) 供給は区対策本部が、地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得て行う。			
		58	下から3行目～	(生活必需品の) 配分にあたっては、必要に応じて地域振興会、自主防災組織等の自発的な協力を得て実施する。			
		79	6行目～	市長若しくは市職員は、・・・、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。			
		101	6行目～	訓練の実施にあたっては、・・・ほか、市民の自発的な協力を得て、訓練を実施する。	第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第6節 訓練	訓練の実施にあたっては、・・・ほか、市民の自発的な協力を得て、訓練を実施する。	

No.	意見等の概要	素案における記述		骨子案における記述		備考	
		頁	行	目次項目			
8	「自主防災組織等との連携」として、「ボランティア関係団体等の理解、協力を得つつ、その連携方策について検討する」とあるが、どういう形で公助を行い、自助、共助を求めていくかについて、具体的な記述があった方がよい。	99	10行目～	市は、保護措置等の実施にあたり、①避難住民の誘導に必要な援助 ②避難住民等の救援に必要な援助 ③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助 ④保健衛生の確保に必要な援助 について、市民の自発的な協力を得られるよう、自主防災組織等に対する普及・啓発や支援活動を行い、その活性化の推進を図る。また、ボランティア関係団体等の理解・協力を得つつ、その連携方策について検討する。	第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第2節 関係機関等との連携 2 自主防災組織等との連携	市は、保護措置等の実施にあたり、市民の自発的な協力を得られるよう、自主防災組織等に対する普及・啓発や支援活動を行い、その活性化の推進を図る。また、ボランティア関係団体等の理解・協力を得つつ、その連携方策について検討する。	
9	緊急時に救援の実施を行う職員に対して、平素からの備えとして、研修だけでなく、そういう場合を想定した意見交換や協議なども必要である。	99  2	下から7行目～  8行目～	市は、保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対する研修を実施する。  5 計画の見直し (略) 計画の見直しにあたっては、大阪市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、 <u>広く関係者の意見を求める。</u>	第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第3節 研修	市は、保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対する研修を実施する。	計画の策定にあたっては、危機管理担当課長会及び区役所総務課長会を活用し、本市のすべての所属に意見照会を行って策定することとしている。  意見照会に係る計画素案については、本市庁内ポータルサイトの危機管理室のサイトに掲載し、全庁的に閲覧することができるようにしている。

No.	意見等の概要	素案における記述		骨子案における記述		備考	
		頁	行	目次項目			
10	<p>研修に関して、「保護措置の実施に必要な知識の研修」として、「国際人道法の啓発」という文言を入れられたい。</p> <p>(国際人道法は、国際的な、いわゆる戦争、紛争エリアにおいては有効だが、緊急対処事態は犯罪なので、国際人道法が同じように有効であると理解されていると困る。)</p>	99	下から 7行目～	<p>市は、保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、<u>本計画の内容のほか、国民保護法や国際人道法など保護措置の実施に必要な知識</u>について、市職員に対する研修を実施する。</p>	<p>第3編 平素からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備</p> <p>第3節 研修</p>	<p>市は、保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対する研修を実施する。</p>	
		23	4行目～	<p>緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。(但し、生活関連物資等の価格安定に関する規定、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する規定などについては準用されない。)</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第6章 緊急対処事態への対処</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。</p>	
11	<p>計画を実施するにあたっての経費負担の基本的な考え方は。</p> <p>国に対する費用の請求はどのように行われるのか。</p>	115	3行目～	<p>保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、<u>国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</u></p>	<p>第4編 復旧等</p> <p>第3章 保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>第1節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>1 国に対する負担金の請求方法</p>	<p>保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについて、市は、国に対し負担金の請求を行う。</p>	

No.	意見等の概要	素案における記述		骨子案における記述		備考															
		頁		目次項目																	
12	「市民の権利利益の迅速な救済」の箇所では、総合的な窓口を開設するという記述しかないが、窓口の開設だけでなく、実費弁償や損害補償に関する対応措置についても記述すべき。	117	<p>市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、次に掲げる手続項目について対応する。</p> <p><b>【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損害補償 (法第160条)</td> <td>市民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること。(法第6条、第175条)</td> </tr> </table>	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	土地等の使用に関すること。(法第82条)	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)	実費弁償 (法第159条第2項)	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)	損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)	不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		<p>第4編 復旧等</p> <p>第4章 市民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>第1節 市民の権利利益の迅速な救済</p>	<p>市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。</p>	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)																				
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)																				
	土地等の使用に関すること。(法第82条)																				
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)																				
実費弁償 (法第159条第2項)	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)																				
	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)																				
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)																				
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)																				
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)																					
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)																					